

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

（変更後）ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外十四者未定

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和元年十二月四日

ニ 届出年月日

令和二年二月七日

二 縦覧期間

令和二年二月二十一日から令和二年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年二月二十一日から令和二年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課